

# 公益財団法人 日本下水道新技術機構

## 第 8 回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成 27 年 6 月 16 日（火）15 時 30 分から 16 時 02 分
- 2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8 階特別会議室
- 3 理事総数 6 名
- 4 出席理事数 5 名  
（出席） 江藤 隆 大村 達夫 手島 康博 永澤 章行  
長澤 毅  
  
（欠席） 花木 啓祐  
  
（監事出席） 丸山 淳一
- 5 議案(決議事項)  
第 1 号議案 代表理事の選任に関する件  
第 2 号議案 理事会運営規則の一部改正（案）に関する件
- 6 議事の経過の要領及びその結果
  - (1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告  
古瀬事務局長から理事会の決議要件について、定款第 40 条の規定により、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされていることから、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席総数は 6 名中 5 名出席であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。
  - (2) 議長の選出  
古瀬事務局長から理事会運営規則第 6 条第 1 項の規定により「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められているが、現在、理事長が不在であるとの説明があり議長を出席理事の中から選出することとした。その結果、選ばれて、江藤理事が議長を務めることとなった。
  - (3) 議事録署名人の報告  
江藤議長から議事録署名人は、定款第 43 条第 2 項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、このあと選任された代表理事と丸山監事が議事録署名人になることの報告があった。
  - (4) 議案の審議状況及び決議結果等  
第 1 号議案 代表理事の選任に関する件  
冒頭、事務局から、本日（6 月 16 日）開催された第 6 回評議員会において、

理事6名が選任されたことの報告の後、業務執行理事である専務理事候補者については、現在、役員推薦委員会において調整中であることから、代表理事の1名について附議することの説明があった。

このあと、議案の審議に移り、議長から本議案に関し提案、意見等を求めたところ、永澤理事から、代表理事に江藤理事を推薦する発言があった。

議長は、ほかに提案及び意見等を求めたが発言がなかったので、代表理事に江藤理事を選任することについて諮ったところ、出席理事全員一致で可決した。

なお、被選任者である江藤理事は、席上その就任を承諾した。

選任された代表理事の氏名は以下のとおりである。

代表理事 江藤 隆

#### 第2号議案 理事会運営規則の一部改正（案）に関する件

事務局から、現在、専務理事が不在の状況にあり、この状況において理事長が欠けた場合、代表権及び業務執行権を有する理事が存在しないことになり、本機構業務の管理・運営に重大な支障を来すことになるとの説明があった。そのあと、理事会運営規則は、この場合の対応について明記していないため、これを改正する必要があることから、同規則に必要な事項を定めることとした本議案の提案理由の後、改正条文について説明があった。

このあと、同議案に関して次の質疑応答があった。

大村理事 本日の理事会において理事長1名を選任し専務理事は選任されなかったが、専務理事の不在について支障等はないか。

江藤理事長 定款は、理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とするとしていることから、業務執行理事である専務理事が不在になった場合について内閣府に確認したところ、同理事は法律上の設置義務はないので不在の期間があっても法令違反ではないこと。また、同理事が不在の間、法人運営に支障を生じないような体制の確保が重要であるとの回答を得ていることから、今後も引き続き、業務の管理・運営に万全を期していくこととしている。

永澤理事 専務理事には早く就任してほしいが、期間的に不在はどのくらいになるのか。

江藤理事長 お尋ねの件に関しては、現在、役員推薦委員会において調整中とのことであり、期間がどの程度になるのかは承知していないが、専務理事には早く就任してほしいと思っている。

大村理事 今後、専務理事の就任があった場合、この理事会運営規則（案）の改正部分は廃止するのか。

江藤理事長 専務理事の就任があった場合、本改正案は適用しないことになるが、これから今回のような状況が起きないとも限らないので、これは残すこととしたい。

永澤理事 この規則の改正は、常勤役員が2名とも欠けたときを想定して適用するものとするが、例えば、この規則を適用して緊急的に理事長を選任する際、理事長は常勤役員ということであれば、評議員会に報告して常勤役員を選任してもらう必要はないのか。

江藤理事長 この規則改正の趣旨は、理事長が欠けた場合の措置であり、法律上、役員について常勤又は非常勤の区別はない。従って、非常勤の理事長はあり得る。

長澤理事 専務理事不在の状況が長引くようであれば、機構業務に支障を来たすことにもなりかねないことから、別の選択肢を考えることも必要ではないか。

江藤理事長 現在、専務理事候補者については、役員推薦委員会で調整中とのことであり、その調整の中で就任時期の確認がなされるものと考えているが、ただ今の件は、評議員会の権限事項となるので、ご意見があったことは機会を通じて伝えたいと思っている。


このあと、意見・質問はなく、議長が本議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

以上をもって議案について、すべて終了したので、16時02分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成 27 年 6 月 16 日

代表理事

江藤 隆 

監 事

丸山 淳一 